

事務連絡
令和3年2月2日

地区医師会 御中

公益社団法人
東京都医師会 医療保険課

新型コロナウイルス感染症における診療報酬請求の追加説明等について

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年1月19日付東都医保発第2881号（地区第1669号）にて「新型コロナウイルス感染症における自宅療養中等の患者に対する診療報酬請求について」貴会宛ご通知申し上げたところですが、このたび、本通知に関して新たに確認した事項及び訂正事項、さらに会員からの問合せが多い事項について、別添のとおり取り纏めましたのでお知らせいたします。

また、資料2の「4 診療報酬請求方法（事例集）」の訂正（再診料、外来管理加算関連）に伴い、事例1、2、4のレセプト例を訂正しておりますので、差し替えをお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただき、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

(公社)東京都医師会 事業部 医療保険課
TEL : 03-3294-8821 FAX : 03-3292-7097
■新型コロナウイルス感染症の保険適用に関する情報
<https://www.tokyo.med.or.jp/17904>

1 令和3年1月19日付東都医保発第2881号(地区第1669号)通知に関する新たな確認事項

■新型コロナウイルス感染症陽性患者の自宅療養について

自宅療養者の新型コロナウイルス感染症の治療が公費扱いとなることは、令和2年4月30日の厚生労働省通知により示されております。本会からの令和3年1月19日通知は自宅療養者が増加したことに伴い、自宅療養者に対し新型コロナウイルス感染症の治療を行う一般医療機関が増加した状況を鑑みた、改めての通知です。

また、公費の対象となる患者は、新型コロナウイルス感染症に係る、自宅療養の対象となった軽症者です。自宅療養者ではなく濃厚接触者となり外出ができない患者からの要請により、往診、電話再診、訪問診療等を行ったとしても公費扱いとはなりません。

■資料2「新型コロナウイルス感染症における自宅療養中等の患者に対する診療報酬請求について」の「4 診療報酬請求方法（事例集）」について

自宅療養となった患者に対して、公費による往診や電話再診、訪問診療を行う際（事例2、3、4に該当）には、必ず新型コロナウイルス感染症に関する問診を行い、その内容を診療録に記載することが望ましいとのことです。

【事例1、2、4の訂正】

往診料を算定する場合には「再診料」も算定でき、算定基準を満たしていれば「外来管理加算」も算定できますが、記載が漏れておりました。

「再診料」「外来管理加算」ともに公費として請求することが可能です。

※レセプト例も別添と差し替えをお願いいたします。

2 会員からの問い合わせが多い事項

問 1

生活保護を受給している患者が、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、PCR検査等の取り扱いはどのようになるのか？

<答 1>

PCR検査等新型コロナ対応可能な医療機関であれば、検査等を実施することが可能ですが、検査料と判断料は生活保護「12」より上位の国の感染症「28」での取扱いとなります。

- ・ 社保の保険者番号を持っている生保患者（社保併用分患者）
→ 保険者番号を記入し、公費（感染症、生活保護の順）を併記して支払基金に請求
- ・ 生活保護法による医療扶助のみにより医療の給付を受ける生保患者（単独分患者）
→ 保険者番号無しで、公費（感染症、生活保護の順）を併記して支払基金に請求

問 2

無保険の患者が、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、PCR検査等の取り扱いはどのようなになるのか？

<答 2>

PCR検査等新型コロナ対応可能な医療機関であれば検査等を実施することが可能です。PCR検査等を行った場合は、検査料並びに判断料は公費扱いとなり負担金は発生しませんが、初診料や再診料、院内トリアージ実施料などは公費扱いではなく自費での診療となることを事前に患者へ説明して、承諾を受けた上で診察を行ってください。行政検査を行う可能性があるため、氏名・住所・生年月日・連絡先等を運転免許証等により確認してください。

診療報酬は、以下の方法で社会保険診療報酬支払基金東京支部へ請求してください。公費として請求できる診療は「検査料」「判断料」のみで、それ以外の初診料、再診料等は請求できません。

項目	記入内容	備考
公費番号	28 13 XXX X	医療機関の所在地により異なります。
受給者番号	999 999 6	全ての患者が共通です。
保険者番号、記号、番号	空欄	診療報酬明細書の摘要欄に「無保険者に対し新型コロナウイルス検査を行った。」等、記載しておくことで、記入漏れとの区別ができます。

問 3

医師が常駐せず、自費でPCR検査等を行っている検査施設において、検査結果が陽性と判定された患者が、確定診断の為に別の医療機関を受診した場合の取り扱いはどのようなになるのか？

<答 3>

通常の新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受診と同様になります。診療報酬として、初診料、再診料、院内トリアージ実施料、PCR検査料、判断料、鼻腔・咽頭拭い液採取料（検体採取を鼻咽頭拭い等で行った場合）等が算定できますが、公費の対象となるのは検査料と判断料のみです。患者の症状が、明らかに新型コロナウイルス感染症による発熱であり、解熱剤の投薬等を行った場合でも、公費扱いとはなりません。東京都医師会では、陽性と確定された患者について、外来であったとしても、医師の判断により新型コロナウイルスの治療等を行った場合は、公費扱いとすることを日本医師会を通じて要望しています。

診療報酬明細書
(医科入院外)

都道府 医療機関コード
東京都 13 01 XXXX X

令和 3 年 1 月分 13 01 XXXX X

別紙 事例1 (訂正後)

1 ① 社・国	3 後期	1 単独併	2 本外	8 高外
2 公費	4 退職	2 2 3 3	4 6 家	0 高外7

公費負担者① 負担番号	2 8 1 3 0 1 9 3	公費負担者② 負担番号	9 9 9 9 9 9 6
公費負担者① 公費負担番号	2 8 1 3 6 8 0 2	公費負担者② 公費負担番号	9 9 9 9 9 9 6

保険者番号	1 3 8 0 1 6	給付割合	10 9 8 7 ()
被保険者証・被保険者 手帳等の記号・番号	XXXX・XXXX (枝番)		

氏名	東京太郎		特記事項
性別	1男 2女	1明 2大 3昭 4平 5令	生
職務上の事由	1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害		

行政検査の請求は、医療機関所在地に応じた負担者番号を記載ください
新型コロナウイルスの治療については、東京都はすべて同じ負担者番号となります

傷病名	(1) COVID-19		診療開始日	(1) 2011年 1月 10日	転帰	治癒	死亡	中止	診療実日数	2 日
	(2)			(2) 年 月 日					①公費	1 日
	(3)			(3) 年 月 日					②公費	1 日
⑪ 初診	時間外・休日・深夜	1 回	288 点	公費点数						
⑫ 再診	外来管理加算	1 回	73 点	②73						
	時間外	1 回	52 点	②52						
	休日	1 回								
	深夜	1 回								
⑬ 医学管理			300 点							
⑭ 在宅	往診	1 回	720 点	②720						
	夜間	1 回								
	深夜・緊急	1 回								
	在宅患者訪問診療	1 回								
	その他									
	薬剤									
⑯ 投薬	⑲ 内服薬	1 回								
	⑳ 外用薬	1 回								
	㉑ 処方箋	1 回								
	㉒ 麻毒	1 回								
	㉓ 調基	1 回								
⑰ 注射	㉔ 皮下筋肉内	1 回								
	㉕ 静脈内	1 回								
	㉖ その他	1 回								
⑱ 処置	薬剤	1 回								
⑲ 手術	薬剤	1 回								
⑳ 検査	薬剤	1 回	1950 点	①1950						
㉑ 画像	薬剤	1 回								
㉒ その他	処方箋	1 回	73 点	②73						
	薬剤	1 回								

(13) ※院内トリアージ実施料	300×1
(14) ※往診 (1月16日)	720×1
(60) ※SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出	1800×1
※微生物学的検査判断料	150×1
〇〇〇株式会社 (委託した検査会社名)	
咳・発熱 (検査が必要と判断した根拠)	
(80) ※処方せん料 (その他)	68×1
※一般名処方加算2 (処方せん料)	5×1

新型コロナウイルスを疑う患者に対し、検査を行い結果陽性であった。保健所が自宅療養と判断したが、患者から熱が下がらないとの依頼を受け、往診し解熱剤の処方箋を発行した。

療養の給付	請求点	※	決定点	一部負担金額	円
公費①	3,456	点		減額免除・支払猶予	割()
公費②	1,950	点		0	円
	918	点		0	円
		点		円	※ 高額療養費 円
		点		円	※ 公費負担点数 点
		点		円	※ 公費負担点数 点

【電子レセプト等で請求】

※青字は説明です。記載する内容ではありません。

様式第二(二) (第二条関係)

※印欄は記入しないで下さい。令和2年4月改正

診療報酬明細書 (医科入院外)

都道府 医療機関コード 東京都 医療機関コード

令和 3年 1 月分 13 01 XXXX X

Table with columns for insurance type (1 ①社・国, 2 公費), period (3 後期, 4 退職), and other codes (1 単独併, 2 2併, 3 3併, 4 4併, 5 5併, 6 6併, 7 7併, 8 8併, 9 9併, 0 0併).

Table with columns for payer information (公費負担者①, 公費負担者②) and recipient information (公費負担の受給者番号①, 公費負担の受給者番号②).

Table with insurance number (1 3 8 0 1 6) and insured person details (XXXX・XXXX).

Table with patient name (東京太郎), sex (1男 2女), and birth date (1明 2大 3昭 4平 5令).

新型コロナウイルスの治療については、東京都はすべて同じ負担者番号となります。

Table with injury name (COVID-19, 挫創) and start date (2021年1月16日).

Table with insurance details (1 日, 1 日) and other codes.

Main table with columns for treatment type (初診, 再診, 往診, etc.), frequency, and points.

Table with notes (14) ※往診 (1月16日) 720x1, (40) ※創傷処置 100平方センチメートル未満 52x1, and a note about COVID-19 infection.

Summary table with columns for request points (897), public charge (845), and amount (0).

【電子レセプト等で請求】 ※青字は説明です。記載する内容ではありません。

様式第二(二) (第二条関係) ※印欄は記入しないで下さい。令和2年4月改正

診療報酬明細書
(医科入院外)

都道府 医療機関コード
県番号

令和 3 年 1 月分 13 01 XXXX X

1 ① 社・国	3 後 期	1 単 独	2 本 外	8 高 外
2 公 費	4 退 職	2 2 3 併 併	4 六 家	0 高 外
1 医 科		3 3	6	

様式第二(二二) (第二条関係)

公費負担者① 番号	2	8	1	3	6	8	0	2	公費負担者② 番号	9	9	9	9	9	9	6
--------------	---	---	---	---	---	---	---	---	--------------	---	---	---	---	---	---	---

保険者番号	1	3	8	0	1	6	給付割合	10	9	8	7	()
被保険者証・被保険者 手帳等の記号・番号	XXXX・XXXX (枝番)											

新型コロナウイルスの治療については、東京都はすべて同じ負担者番号となります。

氏名	東京太郎					特記事項		
性別	1男	2女	1明	2大	3昭	4平	5令	生
職務上の事由	1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害							

保険医療機関の所在地及び名称 () 床)

傷病名	(1) 変形性膝関節症 (2) 糖尿病 (3) COVID-19	診療開始日	(1) 2020年 ×× 月 ○○ 日 (2) 2020年 ×× 月 ○○ 日 (3) 2021年 1 月 10 日	転治ゆ	死亡	中止	診療実日数	2 日 2 日 日
-----	--	-------	--	-----	----	----	-------	-----------------

⑪ 初診	時間外・休日・深夜	回	点	公費点数
⑫ 再診	×	1 回	73	①73
⑬ 外来管理加算	×	1 回	52	①52
⑭ 再診	時間外	回		
	休日	回		
	深夜	回		
⑮ 医学管理			2300	
⑯ 在宅	往診	1 回	720	①720
	夜間	回		
	深夜・緊急	回		
	在宅患者訪問診療	1 回	888	①888
	その他			
	薬剤			
⑰ 投薬	⑲ 内服薬剤	×	回	単位
	⑳ 屯服薬剤		回	単位
	㉑ 外用薬剤	×	回	単位
	㉒ 処方	×	回	
	㉓ 麻毒		回	
	㉔ 調基			
⑱ 注射	㉕ 皮下筋肉内		回	
	㉖ 静脈内		回	
	㉗ その他		回	
⑲ 処置	薬剤		回	
⑳ 手術	薬剤		回	
㉑ 検査	薬剤		回	
㉒ 画像	薬剤		回	
㉓ その他	処方箋		回	
	薬剤			

(13) ※在宅時医学総合管理料 2
八 月1回訪問診療を行っている場合 2300×1

(14) ※往診(1月10日) 720×1
新型コロナウイルス感染自宅療養患者からの要請により、患家に赴き処方箋を発行

※在宅患者訪問診療料 (I) (1月16日)
同一建物居住者以外の場合 888×1

新型コロナウイルス感染自宅療養患者に対し、訪問診療を行う。

療養の給付	請求点	※	決定点	一部負担金額 円
保険	4,033			減額 割() 免除・支払 猶 予
の	1,733	点	点	0
給		点	点	円
付		点	点	円 ※ 高額療養費 円 ※ 公費負担点数 点 ※ 公費負担点数 点

※印欄は記入しないで下さい。令和2年4月改正

【電子レセプト等で請求】

※青字は説明です。記載する内容ではありません。